平成２１年（フ）第２９５号
三重県三重郡朝日町大字埋縄1018番地46、開始決定時の住所三重県三重郡川越町大字当新田511番地１
破産者　後東　照己
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３１２号
三重県三重郡菰野町菰野4811―２　セントラルドッグスクール内、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字小島1204番地
破産者　岸　　親彦
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３１３号
三重県三重郡菰野町菰野4811―２　セントラルドッグスクール内、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字小島1204番地
破産者　岸　　秀樹
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３１４号
三重県三重郡菰野町菰野4811―２　セントラルドッグスクール内、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字小島1204番地
破産者　岸　　宏樹
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
三重県四日市市野田１丁目３番１号
破産者　株式会社呉組
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
三重県四日市市堀木２丁目17番４号
破産者　吳　　敏彦
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
三重県桑名市清水町19番地
破産者　新留　惠子
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３８１１号
大阪市平野区長吉川辺２丁目北４番34号
破産者　株式会社ヒューレックス
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３７号
大阪市西区江戸堀１丁目23番14号
破産者　株式会社府政新聞社
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７３８号
大阪市西成区千本南２丁目10番18号
破産者　有限会社エムティプランニング
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１５５号
兵庫県西宮市久出ケ谷町11番４号
破産者　有限会社剣興産
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７６５号
兵庫県芦屋市平田町５番８―603号
破産者　有限会社ラボピアンタ
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８２１号
兵庫県西宮市御茶家所町２番33号
破産者　株式会社アドヴァンス
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８４号
兵庫県高砂市米田町米田新203番地の13
破産者　有限会社グリーンサイドシステム
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０号
岡山県真庭市久世220番地
破産者　株式会社横山組
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第７７９号
北九州市小倉南区中吉田４丁目14番58号Ｂ―201
破産者　アトラクティブ有限会社
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第２８５号
佐賀県三養基郡みやき町大字簑原5461番地１
破産者　株式会社チクシ金属
１　決定年月日　平成22年12月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字石高241番地２
破産者　株式会社会津電子デバイス
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１３９号
東京都調布市深大寺北町６丁目10番15号
破産者　日本海電装技術株式会社
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１４０号
東京都調布市深大寺北町６丁目10番地15
破産者　竹内　好弥
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１５９号
山梨県甲府市上石田３丁目14番１号
破産者　株式会社オーロラ
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町21番10号
破産者　有限会社菊間鮮魚
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
愛知県一宮市新生４丁目８番23号
破産者　有限会社一実工房
１　決定年月日　平成22年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部